

## 情報公開、提供の類型化とその対応（稲葉委員の御提案を受けて）

類型	テーマ	基本方針	総論的な論点（意見）	
1 請求があったら公開する義務がある＝開示請求権の保障 ※ 法律・条例に基づくもの	1 情報公開制度 〔関連テーマ〕 2 文書管理 ※ 情報公開は管理（保存）された公文書等を公開するため。また、保存期間満了後の文書の扱いということで、「3歴史公文書の保存（保存面）」も関わる	・ 申請に対し、法令等に従って適正に情報を公開する。	・ 「制度の活性化・請求件数増が望ましい」とは単純には言えない。	○ 県民の信頼性の向上を図るため、積極的に公表。 ○ 公表等に当たって、基準や考え方が未整備、不明瞭な点を整備し、さらにより具体的な解釈や事例を提示することにより、できるだけ県としての統一的な運用を行う。 ○ それに向け、各テーマごとに、対象の捉え方が妥当か、取扱い基準が適切に設定されているか、運用が適切になされているかなどを検証する。
2 請求とは無関係に法令上の公開義務がある （請求がなくとも公開・公表しなければならない）	① 公開義務違反がある場合、個人の権利利益に影響するおそれあり（訴訟で争われる可能性あり） 〔例：行政手続法の審査基準の公開（公表）義務〕	・ 行政処分の審査基準等を行政情報センターで公開	・ 法令等に従って、適正に情報を公開する。	・ 県民にはなじみの薄いテーマである。 ・ 県との関わりがないと、提供されている情報がすべてと受け取っていると思う。 ・ 若い世代の県政に対する関心の低さが問題 ・ 高齢化が進んでいるので、高齢者への発信の場は、ホームページだけでなく、多く持って欲しい。
	② 公開義務違反があっても、それだけで個人の権利利益に関連しない 〔例：条例等にもとづく審議会の公開、行政事務に関する活動報告と報告書の公表〕	・ 県出資法人関係資料等を行政情報センター等で公開 ※ 本県では、条例で審議会の公開を規定している例はない。	・ 法令等に従って、適正に情報を公開する。	
3 任意的な情報提供 （法的義務はない）	① 政治的・行政的責任を果たすための情報提供 ※ 法的に義務付けられていなくても、県民のために積極的に行わなければならない情報提供	3 歴史公文書の保存 ※ 特に閲覧（利用）に供する観点で 4 事件・事故が発生した場合の公表 6 広聴案件に対する対応状況の公表 7 会議等の公開 〔関連テーマ〕 8 庁内会議の記録の作成・保存 ※ 同じ会議についての取扱い	・ 政治的・行政責任をしっかりと果たす観点で、適切に情報を提供する。	・ 情報の伝え方の検討が必要 ・ 県政へ関心がない人へ関心を高めてもらうためにどのように情報を提供していくかが大事 ・ 請求に対処するという考え方ではなく、県自らが、積極的に情報公開することを通して県の活動の要旨を広めていく（公開する情報の選定や範囲を県が主体的に先に発信する）ことを提案したい。
	② 行政サービス等としての情報提供〔例：生活情報の提供など〕	5 災害が発生した場合の公表（行方不明者） 10 県が保有する行政情報の提供 11 オープンデータなどの推進	・ コストにも留意しつつ、県民が求める情報をできる限り提供する。	
	③ 人等を引き込むためのプロモーション広報〔例：観光宣伝、イベント情報提供など〕		⇒広報施策 （戦略広報会議で検討中）	
4 その他（情報提供の手法）	9 記者発表による情報提供			※ 色々なテーマで同じような考えがあるので、整合性をとってやって欲しい。

※ 論点欄の「○」は県提示の検証、見直しの視点、「・」は第1回委員会等での委員意見。